証券コード　6545
平成30年６月11日

株　主　各　位

東京都品川区大崎一丁目11番２号
株式会社インターネットインフィニティー
代表取締役社長　別　宮　圭　一

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年６月27日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成30年６月28日（木曜日）午前10時30分
（当日は、午前10時より受付を開始いたします。）

２．場　　所　東京都千代田区丸の内３丁目５番１号
東京国際フォーラム　ガラス棟４階G405
（会場が前定時株主総会と異なっておりますので、ご来場の際は末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。）

３．目的事項

報告事項　第14期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役４名選任の件
第３号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://iif.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融政策を背景に、緩やかな景気回復基調で推移した一方、欧米諸国の政策動向や東アジアの地政学的リスクによる世界経済への影響が懸念されるなど、景気の先行きは依然として不透明な状況となっております。

当社の事業に関わる高齢社会に関連する市場は、高齢者の増加と共に年々拡大する傾向にあり、ヘルスケアサービスの需要はますます高まりつつあります。また、健康寿命の延伸や、社会保障費の増大に歯止めをかけることなどが喫緊の課題として認識されております。現役世代並みの高所得者の介護サービスの利用者負担割合を２割から３割へ引き上げることや、介護保険料を報酬額に比例した負担とする総報酬割を導入することなどが盛り込まれた「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成29年５月に成立し、平成30年４月からは介護報酬改定による報酬単価の見直し等による影響も懸念される一方、高齢者の健康維持・向上に重点をおいた短時間リハビリ型通所介護サービス（デイサービス）の需要はますます高まることが予想されます。

このような状況の中、当社は「健康な未来」というコーポレートスローガンのもと、「創意革新と挑戦による、超高齢社会における課題解決」を企業行動指針（ミッション）と位置づけ、短時間リハビリ型通所介護サービス（デイサービス）「レコードブック」店舗ネットワークの拡大、及びケアマネジャー会員ネットワーク「ケアマネジメント・オンライン」を活用したサービスの拡大に注力いたしました。また、介護保険制度を使用しない高齢者向けヘルスケア＆コミュニティ「ＳＭＡＲＴ　ＴＩＭＥＳ」をテスト展開しております。

以上の結果、売上高は3,289,415千円（前期比15.9％増）、営業利益は241,913千円（前期比40.1％増）、経常利益は278,616千円（前期比90.3％増）、当期純利益は185,832千円（前期比78.5％増）となりました。

セグメント別の業績概要は、以下のとおりです。

(ヘルスケアソリューション事業)

当事業年度において短時間リハビリ型通所介護サービス（デイサービス）「レコードブック」の直営店を２ヵ所、フランチャイズを44ヵ所開設しました。さらに直営店をフランチャイズ加盟店に３ヵ所譲渡、合弁会社である株式会社名鉄ライフサポートに２ヵ所譲渡し、また、フランチャイズ加盟店２ヵ所を譲受けたことから直営店が27ヵ所、フランチャイズが73ヵ所となりました。

この結果、売上高は1,989,414千円（前期比27.8％増）、営業利益は375,987千円（前期比63.1％増）となりました。

(在宅サービス事業)

安定的な事業所運営をめざし、新規顧客の獲得や稼働率を高めるよう営業活動に注力いたしました。

この結果、売上高は1,300,000千円（前期比1.5％増）、営業利益は337,917千円（前期比1.4％増）となりました。

セグメント別売上高

事業区分	第13期（平成29年３月期）（前事業年度）		第14期（平成30年３月期）（当事業年度）		前事業年度比増減
	金額（千円）	構成比（％）	金額（千円）	構成比（％）	金額（千円）
ヘルスケアソリューション事業	1,556,931	54.9	1,989,414	60.5	432,482
在宅サービス事業	1,280,485	45.1	1,300,000	39.5	19,514
合計	2,837,417	100.0	3,289,415	100.0	451,997

② 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資総額は219,779千円であります。その主なものは、「レコードブック」店舗の新設等による建物及び附属設備178,888千円、工具器具備品25,526千円であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度に、所要資金として、金融機関より長期借入金として400,000千円の調達を行いました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 11 期 (平成27年３月期)	第 12 期 (平成28年３月期)	第 13 期 (平成29年３月期)	第 14 期 (当事業年度) (平成30年３月期)
売　上　高(千円)	2,029,639	2,426,961	2,837,417	3,289,415
経 常 利 益(千円)	6,926	104,996	146,438	278,616
当 期 純 利 益(千円)	9,365	70,565	104,116	185,832
１株当たり当期純利益 (円)	2.26	17.04	24.49	37.04
総　資　産(千円)	915,612	977,093	1,465,272	1,733,075
純　資　産(千円)	88,546	159,111	486,318	672,086
１株当たり純資産 (円)	21.38	38.42	96.92	133.95

(注) １．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

２．平成28年11月28日付で普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。また、平成29年10月１日付で普通株式１株につき４株の株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

親会社及び子会社は存在しておりません。

(4) 対処すべき課題

当社は、「健康な未来」というコーポレートスローガンのもと、「創意革新と挑戦による、超高齢社会における課題解決」を行う企業として、業容の拡大と経営基盤の強化に取り組んでおります。

① 業容の拡大に向けた取り組み

イ．レコードブックの全国展開の加速

健康寿命の延伸や社会保障費の抑制に向け、介護予防分野への注目が高まる中で、リハビリ型デイサービスの果たす役割に期待が寄せられています。大きな成長の見込まれる当分野において、当社はレコードブックの出店を加速することにより、早期のブランド確立及び浸透、マーケットシェアの拡大を図ります。あわせて、店舗を通じたヘルスケア関連商品の販売等、介護保険外サービスの強化に向けたインフラとしてレコードブック店舗網を活用してまいります。

なお、店舗展開を加速するため、全国７大都市を中心に出店エリアを精査し、地元企業や事業主をオーナーとするフランチャイズ方式での出店を強化してまいります。また、当社とは異なるノウハウを保有する企業や、地元に顧客基盤やブランドを有する企業等との提携による出店も進めてまいります。

ロ．ケアマネジャー会員ネットワークの活用

当社の運営する「ケアマネジメント・オンライン」は平成30年３月末現在約８万９千人のケアマネジャー登録会員を擁しており、当サイトの登録会員を活用したビジネス展開の源泉となっております。シルバーマーケットは、国内における数少ない成長産業であり、多くの競合企業の参入が見込まれる中で、当市場におけるマーケティングの重要性が益々高まっております。当社は、ケアマネジャー会員ネットワークを活用した新たなサービスを開発し、このような成長機会を他社に先駆けて掴むことで、一層の業容拡大を図ってまいります。

ハ．新規事業（保険外ヘルスケアサービス）の開発

増大する社会保障費が国家財政を圧迫しており、介護保険サービスの更なる充実は期待しにくい環境にあります。一方、高齢者の価値観の多様化により、従来の介護サービスではなく、自身の生活の質の向上に資するヘルスケアサービスを望む方が増加しており、介護保険外サービスに対するニーズが高まっております。当社は、早期に当分野におけるビジネスモデルを確立し、高齢者向けサービス領域の拡大及び新たなソリューションの開発に取り組んでまいります。

なお、介護保険外サービスは介護保険サービスと比較し、売上変動リスクや信用リスクが高まることから、これらのリスクを低減するための取り組みも重要な課題であると認識しております。

② 経営基盤の強化に向けた取り組み

イ．成長を担う人材の確保・育成

業容の拡大に応じた専門性の高い人材の確保・育成は喫緊の課題であり、株式上場による社会的信用力の強化を通じて優秀な人材の確保を図るとともに、育成と定着を目的とした教育研修体制や育成プログラムの充実・強化を積極的に進めてまいります。

ロ．内部管理体制の強化

当社が今後さらなる業容を拡大するためには、業務内容の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。このため、今後も業務運営上のリスクを把握してリスク管理を適切に行える体制整備に努め、規程及び業務マニュアルの運用を徹底し、効率性・有効性を阻害する業務フローの改善に取り組み、内部管理体制を強化するとともに、業務の効率化を図ってまいります。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（平成30年３月31日現在）

当社は、「健康な未来」というコーポレートスローガン（経営理念）に基づき「創意革新と挑戦による、超高齢社会における課題解決」をミッションとし、ヘルスケアソリューション事業及び在宅サービス事業を行っております。ヘルスケアソリューション事業においては、高齢者の健康寿命を延ばすための短時間リハビリ型通所介護サービス（デイサービス）「レコードブック」の運営を行うレコードブック事業、介護専門サイトの運営を通じて構築したケアマネジャーネットワークを利用したシルバーマーケティング支援や仕事と介護の両立支援等を行うＷｅｂソリューション事業等を行っております。また、在宅サービス事業においては、在宅高齢者の方々に各種介護保険サービスを提供しております。

各事業の具体的な内容は次のとおりであります。

セグメント区分	事業	概要
ヘルスケア ソリューション事業	レコードブック事業	要介護認定者や要支援認定者を対象に、身体機能の維持・回復・改善や健康寿命延伸を目的とした運動プログラムの提供を行う、短時間リハビリ型通所介護サービス（デイサービス）「レコードブック」の運営
	Ｗｅｂソリューション事業	シルバーマーケティング支援サービス ・ケアマネジャー向けに、業務支援を目的とした専門Ｗｅｂサイト「ケアマネジメント・オンライン」を運営 ・当サイト登録ケアマネジャー会員を介した、アンケート等による定性・定量調査や要介護高齢者へのサンプリング等の実施、顧客企業のマーケティングリサーチ、プロモーション支援サービス等の提供
		仕事と介護の両立支援サービス 介護セミナー等の開催、介護情報Ｗｅｂサイトの運営、介護コンシェルジュ（電話やメールによるケアマネジャー紹介、介護施設紹介、介護保険申請代行等）をパッケージとした企業の福利厚生サービス「わかるかいごｂｉｚ」の提供
	ケアサプライ事業	高齢者やその家族が必要とする生活支援関連物品の販売 介護環境の整備に係る福祉用具貸与及び特定福祉用具販売サービス、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売サービス、住宅改修サービスの提供
	新規事業	介護保険制度を使用しない高齢者向けヘルスケア＆コミュニティ「SMART TIMES」の運営

セグメント区分	事業	概要
在宅サービス事業	居宅介護支援サービス	ケアマネジャーが、利用者及びその家族の要望に応じ、必要な介護サービスの種類・内容を織り込んだ介護支援計画(ケアプラン)を作成の上、介護サービスの提供事業者との連絡調整等を行い、利用者がスムーズに介護サービスを受けることができるよう支援
	訪問介護サービス	専任の訪問介護員(ホームヘルパー)が要介護者または要支援者の家庭を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護の他、清掃・着替え・買い物等の日常生活上の支援を行う介護サービス等の提供
	通所介護サービス (デイサービス)	要介護者または要支援者にデイサービスセンターに通っていただき、当該施設において、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上のお世話の他、機能訓練・レクリエーション活動など、自立支援サービスの提供を行う介護サービスの提供

(6) 主要な事業所及び店舗（平成30年３月31日現在）

本　　社	東京都品川区
ヘルスケアソリューション事業	東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、奈良県に全28店舗
在宅サービス事業	東京都、埼玉県、千葉県、大阪府に全18事業所

(7) 使用人の状況（平成30年３月31日現在）

使用人数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
267(114)名	＋12(△20) 名	34.3歳	3.7年

（注）使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー）は（　）内に外数で記載しております。なお、パートタイマーについては、最近１年間の平均人員を算出し記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	152,373千円
株式会社三井住友銀行	115,863千円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	101,669千円
日本生命保険相互会社	83,400千円

（注）株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、平成30年４月１日をもって株式会社三菱ＵＦＪ銀行に商号変更しております。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、平成30年１月１日付をもって、本社を東京都品川区大崎一丁目11番２号に移転いたしました。

２．株式の状況（平成30年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 17,520,000株

(2) 発行済株式の総数 5,017,600株

(3) 株主数 1,326名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
別宮圭一	1,436千株	28.62%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	764	15.24
大同生命保険株式会社	400	7.97
キユーピー株式会社	240	4.78
藤澤卓	208	4.15
株式会社日本ケアサプライ	124	2.49
ML PRO SEGREGATION ACCOUNT	106	2.12
野村信託銀行株式会社（投信口）	100	2.00
別宮均	84	1.67
山田知輝	80	1.59

（注）持株比率は自己株式(20株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成29年10月１日付で普通株式１株を４株に株式分割いたしました。

これに伴い、発行可能株式総数は17,520,000株に、発行済株式の総数は5,017,600株となりました。

３．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第３回新株予約権
発行決議日		平成28年３月17日
新株予約権の数		460個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 368,000株 （注）１ （新株予約権１個につき800株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 145,000円（注）１ （１株当たり182円）
権利行使期間		平成30年３月18日から 平成38年３月17日まで
行使の条件		（注）２
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数 460個 目的となる株式数 368,000株（注）１ 保有者数 3名
	社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	監査役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名

（注）１.平成28年11月28日付で普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。また、平成29年10月１日付で普通株式１株につき４株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」が調整されております。

２.行使の条件は以下のとおりであります。

①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。

②本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

③本新株予約権の一部行使はできない。

④本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成30年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	別宮　圭一	
常務取締役	藤澤　卓	事業本部長
取締役	星野　健治	管理本部長
取締役	渡邊　龍男	有限会社ソレイルソウル取締役 株式会社ワイヤレスゲート取締役（監査等委員・社外） 株式会社オールアバウト常勤監査役 株式会社ＬＴＥ－Ｘ監査役
常勤監査役	衣川　信也	
監査役	後藤　一生	
監査役	佐藤　雅彦	viola法律事務所所長

（注）１．取締役渡邊龍男氏は、社外取締役であります。

２．監査役衣川信也氏、後藤一生氏及び佐藤雅彦氏は、社外監査役であります。

３．常勤監査役衣川信也氏及び監査役後藤一生氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・常勤監査役衣川信也氏は、長年にわたり事業会社の経理部門において、経理・財務業務に携わってきた経験があります。

・監査役後藤一生氏は、長年にわたり事業会社の管理部門において、経理・財務業務に携わってきた経験があります。

４．当事業年度中の役員の地位及び担当の変更は以下のとおりであります。
平成29年４月１日付で星野健治氏の地位及び担当を取締役管理本部長兼経営管理部長から取締役管理本部長に変更しております。

５．当社は、取締役渡邊龍男氏、監査役衣川信也氏、後藤一生氏及び佐藤雅彦氏の４氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	4名 (1)	43,475千円 (2,850)
監査役 （うち社外監査役）	3 (3)	7,950 (7,950)
合計 （うち社外役員）	7 (4)	51,425 (10,800)

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、平成28年６月28日開催の第12期定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

３．監査役の報酬限度額は、平成28年６月28日開催の第12期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役渡邊龍男氏は、有限会社ソレイルソウルの取締役、株式会社ワイヤレスゲートの取締役（監査等委員・社外）、株式会社オールアバウトの常勤監査役及び株式会社ＬＴＥ－Ｘの監査役であります。当社と兼職先との取引関係はなく、特別の関係はありません。

・監査役佐藤雅彦氏は、viola法律事務所所長であります。当社と兼職先との取引関係はなく、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　渡　邊　龍　男	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、事業会社の社外役員としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役　衣　川　信　也	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また監査役会14回の全てに出席いたしました。常勤監査役として日々の監査を担当するとともに、出席した取締役会及び監査役会において、事業会社の経理部門における豊富な経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。
監査役　後　藤　一　生	当事業年度に開催された取締役会16回中15回に、また監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、上場企業の役員として経営に携わった経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。
監査役　佐　藤　雅　彦	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての豊富な経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称　　有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ.「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

ロ. 代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、法令、通達、定款、社内規程及び社会規範等、職務の執行に当たり遵守すべき具体的な事項についての浸透を図り、コンプライアンス違反を未然に防止する体制を構築する。

ハ. 法令違反その他法令上の疑義のある行為等の早期発見を目的として内部通報制度を設け、適切に対応する。

ニ. 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に従い各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。

ホ. 反社会的勢力排除に向けて「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力との一切の関係を排除するための体制の整備強化を図る。

ヘ. コンプライアンス違反者に対しては、「コンプライアンス規程」及び「就業規則」等に基づき厳正に処分を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 株主総会議事録、取締役会議事録等の取締役の職務の執行に係る情報ついては、法令及び「取締役会規程」、「文書管理規程」、「情報管理規程」等の社内規程に基づき、適切に作成、保存、管理を行う。

ロ. 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. リスクの防止及び会社の損失の最小化を図ることを目的として「リスク管理規程」を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

ロ．内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会は、定款及び「取締役会規程」に基づき運営し、原則として毎月１回の定時開催に加え、必要に応じて臨時に開催し、事業運営に関する機動的な意思決定を行う。

ロ．取締役及び各部門の責任者が出席する経営会議を毎週開催し、各部門からの報告を通じて取締役の職務執行に必要となる情報の把握に努めるとともに、職務執行上の重要事項について協議する。

ハ．「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき、必要な範囲で権限を委譲し、責任の明確化を図ることで業務の迅速性・効率性を確保する。

ニ．中期経営計画を実現するための計数目標として予算を策定し、各取締役及び各部門は、その目標に向けて職務を執行し、取締役会はその実績を管理する。

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ．監査役が職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合は、取締役は適切な人材を配置する。

ロ．補助使用人は監査役の指揮命令に従い、取締役の指揮命令からの独立性を確保する。

ハ．補助使用人の人事評価及び人事異動については、監査役の同意を得た上で決定する。

⑥　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況の把握のために、取締役会のほか経営会議等の重要会議に出席し、必要に応じて業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役及び従業員に対して説明を求めることができるものとする。

ロ．取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与える事実が発生し、又は発生するおそれがあるとき、或いは、取締役及び使用人による違法又は不正行為を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとする。

ハ．内部通報制度に基づく通報又は監査役に対する報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。

⑦　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行のための費用等の前払又は償還等を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該請求に速やかに応じる。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、代表取締役社長、会計監査人と随時情報・意見交換を実施できる。

ロ．監査役は、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要に応じて追加監査の実施等を求めることができる。

ハ．監査役は、取締役及び使用人に対し、必要に応じて随時監査への協力を求めることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　重要な会議の開催

全取締役及び監査役出席のもと、取締役会を毎月及び臨時で開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要事項を意思決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。また、常勤取締役、常勤監査役及び各部門長出席のもと、経営会議を毎週開催し、各部門の職務執行状況の報告を受けるとともに、各部門の課題及びリスクの分析、対応策の協議を行っております。

② コンプライアンス

役職員が法令等を遵守した行動をとるために、役職員に対しコンプライアンスに関する研修を適宜実施しました。また、内部監査室は、各部門の職務執行が法令、定款、社内規程等に準拠し適正に行われているかを監査し、代表取締役社長及び監査役に定期的に報告しております。さらに、万一コンプライアンス違反が発生した場合にも、早期に発見し適切に対処することを目的として内部通報制度を設け、社内及び社外の通報・相談窓口を社内ポータルサイトに掲載することなどにより役職員に周知しております。

さらに当期は、リスク・コンプライアス委員会にてコンプライアンス違反の未然防止に向けた検討を行い、特に訪問介護サービスについて、管理者による利用者への不定期訪問、認知症等の利用者に対する訪問介護従事者の複数名によるシフト制度の導入、利用者からの相談窓口となるケアマネジャーによる報告体制の強化、訪問介護従事者に対する定期的な個人面談実施による社員行動等の監督体制の強化、等の施策を実施いたしました。

③ 監査役監査

監査役は、監査方針を含む監査計画に基づき、取締役会や経営会議等の重要な会議への出席、稟議書や契約書等の重要書類の閲覧、事業所への往査、代表取締役との面談、役職員へのヒアリング等により、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備・運用状況の監査を行っております。また、原則月１回監査役会を開催し、監査役間の情報共有を行っております。

７．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸　借　対　照　表

（平成30年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**1,074,472**	**流動負債**	**710,990**
現金及び預金	405,257	買掛金	10,332
売掛金	552,261	短期借入金	40,000
貯蔵品	20,589	1年内返済予定の長期借入金	162,480
前払費用	57,096	1年内償還予定の社債	5,000
繰延税金資産	30,427	リース債務	5,228
その他	9,477	未払金	86,546
貸倒引当金	△637	未払費用	85,560
		未払法人税等	87,674
固定資産	**658,602**	未払消費税等	11,236
有形固定資産	**431,443**	前受金	23,413
建物	481,137	預り金	127,679
構築物	263	前受収益	10,199
車両運搬具	5,228	賞与引当金	55,641
工具、器具及び備品	59,680	**固定負債**	**349,997**
リース資産	49,116	長期借入金	250,825
減価償却累計額及び減損損失累計額	△163,982	リース債務	33,201
無形固定資産	**25,033**	長期未払金	5,254
のれん	3,388	資産除去債務	38,544
ソフトウエア	15,703	長期前受収益	22,172
ソフトウエア仮勘定	5,941	**負債合計**	**1,060,988**
投資その他の資産	**202,126**	（純資産の部）	
出資金	10	**株主資本**	**672,086**
投資有価証券	10,000	**資本金**	**211,170**
長期前払費用	18,392	**資本剰余金**	**196,170**
差入保証金	153,976	資本準備金	196,170
繰延税金資産	12,998	**利益剰余金**	**264,809**
その他	6,748	その他利益剰余金	264,809
		繰越利益剰余金	264,809
		自己株式	**△63**
		純資産合計	**672,086**
資産合計	**1,733,075**	**負債・純資産合計**	**1,733,075**

損　益　計　算　書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		3,289,415
売上原価		2,229,593
売上総利益		1,059,821
販売費及び一般管理費		817,908
営業利益		241,913
営業外収益		
受取利息	3	
事業譲渡益	44,616	
その他	2,499	47,119
営業外費用		
支払利息	8,712	
社債利息	95	
支払手数料	1,477	
その他	131	10,416
経常利益		278,616
特別利益		
負ののれん発生益	6,798	6,798
特別損失		
減損損失	7,268	
本社移転費用	9,938	17,207
税引前当期純利益		268,208
法人税、住民税及び事業税	107,383	
法人税等調整額	△25,007	82,376
当期純利益		185,832

株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	211,170	196,170	196,170	78,977	78,977		486,318	486,318
当期変動額								
当期純利益				185,832	185,832		185,832	185,832
自己株式の取得						△63	△63	△63
当期変動額合計	－	－	－	185,832	185,832	△63	185,768	185,768
当期末残高	211,170	196,170	196,170	264,809	264,809	△63	672,086	672,086

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・その他有価証券

時価のないもの　移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・貯蔵品　移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	５年～35年
構築物	15年
車両運搬具	３年～４年
工具、器具及び備品	３年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウエア（自社利用）	５年以内
のれん	５年

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

２．表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

受取手数料の表示方法は、従来、損益計算書上、「営業外収益」で区分掲記(前会計年度740千円)しておりましたが、金額的重要性が乏しいことから、当事業年度より、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

３．損益計算書に関する注記

減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場　所	用　途	種　類
東京都目黒区	スマートタイムズ目黒	建物・工具、器具及び備品
東京都品川区	事業用資産	ソフトウェア

当社は、原則として、事業所単位を基準としてグルーピングを行っております。

当事業年度において、スマートタイムズ目黒について、当初想定していた収益を見込めなくなったため、減損損失を認識し、5,299千円(内、建物3,919千円、工具、器具及び備品1,379千円)を特別損失に計上いたしました。

また、ソフトウェア資産について、効率的な活用の観点から見直しを行い遊休化した資産について減損損失を認識し、1,969千円を特別損失に計上いたしました。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定し、その使用価値を零として算定しております。

また、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載を省略しております。

４．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式(株)	1,254,400	3,763,200	－	5,017,600

(注) 発行済株式の数の増加は、平成29年10月１日付で実施した株式分割(普通株式１株につき４株)による増加分であります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式(株)	－	20	－	20

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	17,039千円
減損損失	4,856
前受収益	12,646
繰延消費税等	1,846
未払事業税	6,220
資産調整勘定	1,930
資産除去債務	11,804
減価償却超過額	5,553
その他	8,029
繰延税金資産小計	69,928
評価性引当額	△15,551
繰延税金資産合計	54,377
繰延税金負債	
資産除去債務	△8,548
負債調整勘定	△2,402
繰延税金負債合計	△10,950
繰延税金資産の純額	43,426

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に基づき、所要資金を金融機関からの借入や社債の発行等により調達しております。余資の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、主に介護保険制度に基づく債権であり、その大半が国民健康保険団体連合会等公的機関に対する債権であるため、リスクは僅少であります。その一部は利用者に対する債権であり、これには利用者の信用リスクが存在しておりますが、１件当たりの金額が少額かつ利用者の数が多いことからリスクは分散されております。また、Ｗｅｂソリューション事業の取引先に対する売掛金及び受取手形は信用リスクに晒されております。

賃貸物件において預託している差入保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、短期借入金、未払金、未払費用等は、ほとんど１ヵ月以内の支払期日であります。長期借入金及び社債は、事業活動に必要な資金の調達を目的にしたものであり、返済日は最長で決算日後３年であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

Ⅰ.信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

売掛金は、販売管理規程及び与信管理規程に従い、担当部署が入金状況を定期的にモニタリングし、回収懸念の早期把握を行うことによりリスク低減を図っております。

Ⅱ.市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金、社債は、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

Ⅲ.資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

事業計画及び各部署からの報告に基づき、適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)２.参照)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	405,257	405,257	－
(2) 売掛金	552,261		
貸倒引当金(※１)	△637		
	551,623	551,623	－
(3) 差入保証金	153,976	146,127	△7,848
資産計	1,110,857	1,103,009	△7,848
(1) 買掛金	10,332	10,332	－
(2) 短期借入金	40,000	40,000	－
(3) 未払金(※２)	73,940	73,940	－
(4) 未払費用	85,560	85,560	－
(5) 未払法人税等	87,674	87,674	－
(6) 未払消費税等	11,236	11,236	－
(7) 預り金	127,679	127,679	－
(8) 社債(※３)	5,000	5,008	8
(9) 長期借入金(※４)	413,305	413,223	△81
(10) リース債務(※５)	38,429	41,217	2,787
(11) 長期未払金(※６)	17,859	18,173	313
負債計	911,017	914,045	3,028

(※１)売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(※２)未払金は１年内支払予定の長期未払金の金額を除いております。

(※３)流動負債の１年内償還予定の社債を表示しております。

(※４)流動負債の１年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(※５)流動負債のリース債務と固定負債のリース債務を合算して表示しております。

(※６)長期未払金は１年内支払予定の長期未払金の金額を含め、未払金から除いております。

（注）１.金融商品の時価の算定方法

資　産

（1）現金及び預金、（2）売掛金

これらは短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（3）差入保証金

差入保証金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

（1）買掛金、（2）短期借入金、（3）未払金、（4）未払費用、（5）未払法人税等、（6）未払消費税等、（7）預り金

これらは短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（8）社債

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（9）長期借入金、（10）リース債務、（11）長期未払金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入、リース取引又は割賦契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

２.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
出　　資　　金(※1)	10
非　上　場　株　式(※2)	10,000

(※１)出資金については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

(※２)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

7．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　133円95銭

(2) １株当たり当期純利益　37円04銭

(注)１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益は、当事業年度に行いました株式の分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

8．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9．その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月22日

株式会社インターネットインフィニティー
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平　野　　満　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森　竹　美　江　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社インターネットインフィニティーの平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの第１４期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成３０年５月２５日

株式会社インターネットインフィニティー　監査役会
常勤監査役（社外監査役）　衣　川　信　也　㊞
監　査　役（社外監査役）　後　藤　一　生　㊞
監　査　役（社外監査役）　佐　藤　雅　彦　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

福祉用具貸与及び販売等サービスにおける事業の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）に目的事項を追加するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．～２７．　（条文省略） （新設） ２８．　（条文省略）	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．～２７．　（現行通り） ２８．　古物営業法に基づく古物の売買業 ２９．　（現行通り）

第２号議案　取締役４名選任の件

取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	再任 別宮　圭一（べっく　けいいち） （昭和47年４月５日）	平成８年４月　株式会社アスキー入社 平成12年４月　サイトデザイン株式会社入社 平成13年５月　有限会社インターネットインフィニティー（現当社）設立　取締役社長 平成16年７月　当社代表取締役社長（現任） 平成21年12月　株式会社あいけあ（現当社）取締役 平成29年６月　株式会社名鉄ライフサポート　取締役（現任）	1,436,000株
2	再任 藤澤　卓（ふじさわ　たく） （昭和48年４月15日）	平成８年４月　株式会社アスキー入社 平成12年２月　株式会社ガマ・ドットコム入社 平成13年５月　株式会社アイイーインスティテュート入社 平成16年５月　有限会社インターネットインフィニティー（現当社）入社 平成16年６月　当社クローバーケアステーション城東所長 平成17年６月　取締役 平成18年４月　取締役ケアマネジメント・オンライン事業部長 平成22年４月　取締役介護事業部担当 平成24年４月　取締役介護事業部長 平成27年６月　常務取締役介護事業本部長兼在宅サービス事業部長 平成27年10月　常務取締役事業本部長兼ヘルスケアソリューション事業部長 平成29年４月　常務取締役事業本部長（現任） 平成29年６月　株式会社名鉄ライフサポート　監査役（現任）	208,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	再任 星野　健治 （昭和56年12月28日）	平成17年12月　あずさ監査法人（現有限責任　あずさ監査法人）入社 平成25年８月　当社入社 平成26年10月　経営管理部　部長代理 平成27年４月　経営管理部　部長 平成27年10月　執行役員管理本部長兼経営管理部長 平成28年３月　取締役管理本部長兼経営管理部長 平成29年４月　取締役管理本部長（現任）	24,000株
4	再任 社外 独立 渡邊　龍男 （昭和39年６月11日）	昭和62年４月　住友生命保険相互会社入社 平成10年９月　イーワークスリミテッド株式会社設立　代表取締役 平成13年４月　サイトデザイン株式会社　取締役 平成16年２月　有限会社ソレイルソウル設立　取締役（現任） 平成16年５月　株式会社オールアバウト　常勤監査役（現任） 平成17年３月　デザインエクスチェンジ株式会社監査役 平成17年４月　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構　ピアレビューアー（現任） 平成19年３月　ＨＲソリューションズ株式会社　監査役（現任） 平成19年６月　ウェーブロックホールディングス株式会社　社外取締役 平成24年12月　一般社団法人　オープンイノベーション促進協議会　理事（現任） 平成26年９月　当社取締役（現任） 平成27年３月　株式会社ワイヤレスゲート　社外取締役 平成28年３月　株式会社ワイヤレスゲート　社外取締役（監査等委員）（現任） 平成28年８月　株式会社星野　社外取締役（現任） 平成30年３月　株式会社ＬＴＥ－Ｘ監査役（現任）	―

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．渡邊龍男氏は、社外取締役候補者であります。
３．渡邊龍男氏を社外取締役候補者とした理由は、長年企業経営等に携わってきた豊富な経験から、当社の社外取締役としての職務を引き続き適切に遂行して頂けると判断したためであります。
４．渡邊龍男氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年９ヵ月となります。
５．当社は、渡邊龍男氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、渡邊龍男氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
６．当社は、渡邊龍男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第３号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役報酬等の額は平成28年６月28日開催の定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100,000千円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は４名（うち社外取締役１名）ですが、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は引き続き４名（うち社外取締役１名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

(1) 対象取締役は、３年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 対象取締役が譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役又はその他当社取締役会で定める地位のいずれの地位をも喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が別途定める役務提供期間中、継続して当社の取締役又はその他当社取締役会で定める地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以　上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都千代田区丸の内３丁目５番１号
東京国際フォーラム　ガラス棟４階Ｇ405
TEL 03－5221－9000



交通　ＪＲ有楽町駅　　国際フォーラム口より　　徒歩約１分
ＪＲ東京駅　　ＪＲ京葉線４番出口より　　徒歩約５分
地下鉄東京メトロ有楽町駅　Ｄ５出口より　　徒歩約１分